

市場秩序の保持に係る違反行為に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第96条第1項に規定する市場秩序を乱す行為、又は公共の利益を害する行為のうち、分煙の徹底、場内の清潔保持、物流動線の確保の実現及び良好な業務環境の構築を妨げる行為（以下「違反行為」という。）を行った者（以下「違反者」という。）並びにその違反者が属する場内事業者への条例第76条及び第96条に基づく監督処分、入場の制限その他必要な措置（以下「処分等」という。）の方法、並びに処分の量定区分に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 場内事業者 業務の許可等を受けた卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び売買参加者
- (2) 処分 業務の全部又は一部を一定期間停止する処分、市場への入場を一定期間停止する処分及び過料

(違反行為)

第3条 違反行為のうちこの要綱における処分の対象となる行為は、次に掲げるものをいう。

- (1) 指定場所以外における喫煙
- (2) たばこの吸い殻の投棄
- (3) 物品の放置
- (4) 市場施設の無許可使用
- (5) 指定場所以外へのごみの投棄（たばこの吸い殻を除く）
- (6) 指定場所以外における駐車
- (7) 場内事業者に対するハラスメント行為（同一の事業者内での行為を除く）
- (8) 前各号に類する、市場の秩序を乱す行為

(処分)

第4条 処分は、別表1「処分基準表」及び別表2「違反行為別量定区分」に定めるところにより行うものとする。

- 2 違反者が最後に処分を受けた日から2年以内に再度違反行為を行った場合、特段の事由がない限り、別表2にかかわらず、前回の処分よりも重い処分とする。

(注意、指導及び処分手続)

第5条 第3条各号に定める違反行為が認められた場合は、原則として次に掲げる手順で処分等を行うものとする。

- (1) 違反者に対し、違反行為を中止するよう注意を行い、所属及び氏名を確認のうえ、警告書を交付するほか、その違反者が属する場内事業者等に通知する。
 - (2) 警告書の交付後も違反行為を繰り返した者に対しては、呼出書を交付し、指導を行ったうえで誓約書の提出を求める。
 - (3) 役員及び使用人（以下「従業員等」という）が合わせて2回の違反行為を行った場内事業者に対しては、呼出書を交付し、条例第96条第4項に規定する従業員等への必要かつ適切な監督を行うよう指導を行う。
 - (4) 第2号の指導を経てもなお違反行為を繰り返した者、又は前号の指導を命じたのち、従業員等が違反行為を行った場内事業者に対しては、処分を行う。
- 2 次の各号に該当する場合は、前項の手順によらず、直ちに処分を行うことができる。
- (1) 所属、氏名等の報告に虚偽があったとき。
 - (2) 前項第2号の呼出しに応じないとき。
 - (3) 前項第2号の誓約書の提出を拒否したとき。
 - (4) 処分を受けた日から2年以内に、再び違反行為を行ったとき。
 - (5) 第3条第7号に規定する行為を繰り返し行っていた場合又は行為の態様が悪質である場合
- 3 場内事業者の代表者が違反行為を行ったことにより処分を受ける場合、代表者本人の違反行為に対する処分と場内事業者に対する処分を併せて行う。
- 4 処分等を受けた日から2年間、処分等を受けなかった者が行った違反行為は、初回の違反行為として扱う。

(停止処分の併合)

第6条 処分の対象となる場内事業者に属する従業員等又は違反者が処分前に違反行為を行った場合の処分期間は、違反行為ごとに内容を精査して期間を算定し、その合計期間とする。ただし、その期間は6月を超えないものとする。

(取締者)

第7条 第3条各号（第7号を除く。）に定める違反行為の取締を行う者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開設者
- (2) 開設者が指定する者

2 取締を行う者は、「秩序保持指導員」の腕章を明示する。

(開設者及び場内事業者の責務)

第8条 市長は、この要綱を場内事業者に通知し、主旨の徹底と遵守を図るものとする。

2 場内事業者は、開設者と連携して市場の秩序保持に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号、第2項、第3項及び第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

(別表1)

処 分 基 準 表

量定区分	量定区分の考え方	処分期間
A	市場の秩序又は公共の利益を害する行為のうち、 軽微なもの	3日以内
B	市場の秩序又は公共の利益を害する行為	7日以内
C	市場の秩序又は公共の利益を害する行為のうち、 悪質なもの	30日以内
D	市場の秩序又は公共の利益を害する行為のうち、 極めて悪質なもの	90日以内

備考： 基準期間に対する軽減処置又は加重処置については、処分事案ごとに内容を精査して期間を算定する。

(別表2)

処 分 基 準 表

	違反行為	量定区分		関連条文
		違反者	事業主 (監督責任)	
1	指定場所以外における喫煙	A	A、B、C 、D 又は 過料	
2	たばこの吸い殻のポイ捨て	A		
3	物品の放置	A		規則第68条
4	市場施設の無許可使用	B		条例第64条
5	指定場所以外へのごみの投棄	B		条例第70条 規則第102条
6	指定場所以外における駐車	B		
7	場内事業者に対するハラスメント行為	C		
8	前各号に類する市場秩序を乱す行為	A、B、C 又はD		